所沢市みんな (37期) の会 会 則

第1条(名 称)

本会の正式名称は『所沢市みんな(37期)の会』と称する。(以下「会」と称する)

第2条(目的)

本会は、所沢市高齢者大学卒業後の第37期卒業生の会員相互の親睦をはかり、会員に対し交流の場を継続的に提供することを目的とする。

第3条(事務局)

本会の事務局は会長宅に置くものとする。

第4条(入会資格及び会員)

本会は所沢市高齢者大学第37期卒業生を対象とし、本会の趣旨に賛同したものを会員とする。

第5条(事業)

- 1、懇親会・レクリエーション等の催し
- 2、その他HPの管理・運営等、第2条(目的)を達成する為に必要とする事業
- 3、なお事業の実施に際し費用が発生する場合は、参加者負担を原則とする。その詳細に 関しては役員会で検討・決定する。

第6条(役員及び任期)

- 1 、本会運営のため、次の役員を置く。
 - (1)会 長 (1名)
 - (2) 副 会長 (1名)
 - (3) 企 画 運 営 委 員 (若干名)
 - (4) 広報管理委員(1名)
- 2、 各役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表して会を統括し、必要に応じて適宜役員会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時は状況に応じてその職務を代行する。
 - (3) 企画運営委員は会の行事を企画し、役員会決定後に実施・運営にあたる。
 - (4) 広報管理委員はホームページ・文書および名簿の管理を行う。
- 3、役員の任期は2年とし役員会にて決定する。但し、再任は妨げないものとする。 なお任期の区切りは毎年4月1日から翌年3月31日までを1年とする。

第7条(役員会)

本会の役員会は、次の各号とする。

- 1、会長が役員を招集し役員会を開催し、本会の運営上必要な事項を協議、決定する。
- 2、第6条の役員を以って構成し、役員の2/3の出席で成立し、審議事項は出席者の過半数の賛成で決定とする。
- 3、役員会の審議事項は次の通りとする。
 - (1) 事業計画及び費用に関する事項
 - (2)役員の選出に関する事項
 - (3) 会則に関する事項
 - (4) 本会の解散に関する事項

第8条(連絡網)

会を円滑に運営するため連絡網を組織する。連絡網としては当面第37期の班を 活用し、会との連絡窓口担当を設ける。

第9条(退会)

- 1、退会は自由であり、本人から退会の申し出が有った場合
- 2、本人と連絡が取れず、役員会が会員の継続は困難と判断した場合
- 3、本人が死亡した場合

第10条 (個人情報の管理)

会員は会員名簿で知り得た個人情報を理由の如何を問わず、無断で外部に提供もしくは開示してはならない。

付則 この会則は平成26年6月28日から施行する。

平成28年5月20日 改訂 令和 元年5月31日 改訂